

地域主権時代の県政運営指針

(山形県行財政改革推進プラン)

《平成22年3月策定》



山 形 県

はじめに

少子化を伴う高齢化社会の本格的到来、産業の空洞化や雇用の不安定化等による社会的格差の拡大など、今、日本社会が直面している課題とその打開に向けて動き出した大きな変革のうねりは、社会経済の領域にとどまらず、政治や行政の枠組みにも、大きな波となって迫りつつあります。

こうした中であって、これからの県づくりを進めていくに当たっては、「地域のことは、地域が決める」という「地域主権」の理念のもとに、県民の皆様や市町村をはじめ、現場との対話を重視し、連携と協働を深め、地域の創意工夫と創造力を活かしながら、活気に満ちた地域社会の創造に向けて取り組んでいくことが求められております。

このたび、県では新たな県づくりの指針となる「第3次山形県総合発展計画」を策定したところであり、これを着実に推進していくためにも、確固たる行財政基盤を確立していかなければなりません。

このような基本的認識に立って、この「地域主権時代の県政運営指針」と題した行財政改革に関する新たな指針を策定したところであります。

この指針は、今後3年間の県政運営、特に行財政運営のあり方について、地域主権の時代に対応して、県自らの意思と責任のもと、県民視点に立って県政運営に取り組む方針を、改めて皆様にお示しするものであります。

すなわち、県民参加・協働による県づくりを一層進めるとともに、県民が真に必要なとする行政サービスを確保し、また将来の県勢発展の基となる政策を実現していくため、財政の健全化をはじめとする行財政改革を着実に推進し、自主性・自立性の高い県政運営の実現に向けて、県の組織をあげて全力で取り組んでいくことといたしております。

これからの県づくりに当たりましては、県民の皆様をはじめ、各種団体、企業、市町村など、県内の全ての方々と、将来に馳せる思いを一つにして取り組んでいかなければならないと考えております。

「活力溢れる山形」の創造を目指し、皆様のご理解と積極的な参加・協働をお願い申し上げます。

平成22年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章 新たな指針策定に当たっての基本認識

新たな指針策定に当たっての基本認識	1
-------------------	---

第2章 新たな指針の基本的考え方

1 新たな指針が目指すもの	3
2 推進期間	4
3 推進体制	4
4 指針の見直し	4

第3章 行財政改革の取組み

第1 県民参加・協働による県づくりの推進	6
1 県民、NPO等との連携・協働	6
（1）県民、NPO等との連携・協働の推進	6
（2）担い手となる活動主体の育成・支援	7
2 企業等との連携・協働	8
（1）企業等との連携・協働の推進	8
（2）民間の能力・ノウハウを活かした県民サービスの提供	8
3 県と市町村との新たな関係	9
（1）県と市町村との役割分担と連携の推進	9
（2）市町村の行財政基盤強化や権限拡大に向けた支援	9
第2 県民視点に立った県政運営の推進	11
1 県民との対話型県政の推進	11
（1）積極的・効果的な県政情報の発信	11
（2）県民との対話の推進と県民の声の的確な把握	12
2 県政推進のPDCAサイクルの運営	14
3 県政運営の透明性の確保	15
（1）情報公開等の推進	15
（2）個人情報保護制度の適正な運用	15

4	県民経済の発展に寄与する公共調達制度の改善・運用等	16
(1)	入札契約制度の改善等	16
(2)	指定管理者制度の効果的な運用	17
第3	自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり	18
1	県民のための県庁の推進	18
(1)	自ら考え、行動する職員の育成	18
(2)	職員の能力を最大限に引き出す組織の構築と人事管理の推進	18
(3)	活力溢れる県づくりを進める簡素で効率的な組織機構の実現	19
(4)	行政事務の簡素・効率化の推進	23
(5)	確実に適正な事務執行の確保	24
2	持続可能な財政基盤の確立	25
(1)	健全財政の確立	25
(2)	企業局における経営改善の推進	30
(3)	病院事業局における経営改善の推進	30
(4)	公社等の見直し	31
参考資料		
	山形県行財政改革推進本部設置要綱	34

第1章 新たな指針策定に当たっての基本認識

本県では、これまで平成7年度の山形県行財政改革大綱以来、5次にわたり行革大綱（平成17年度は「やまがた集中改革プラン」）を策定し、県財政の健全化をはじめとする様々な行財政改革の取組みを推進してきたところであり、持続的な行財政運営に一定の成果をあげてきた。

しかしながら、今日、行財政を巡る状況が厳しさを増す中で、少子高齢化を伴う人口減少など本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。さらに、このたび政府は、「地域主権の確立」を打ち出したところであり、今後、国や地方のあり方も大きく変わろうとしている。

このため、以下のような認識を踏まえて、新たな行財政改革の指針を策定し、「活力溢れる山形」の創造を目指して、地域主権時代に対応した自主性・自立性の高い力強い県政運営を推進する。

1 地域主権時代への対応

現在、国においては、明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択にも責任を負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していこうとしている。

この「地域主権」への転換は、国と地方自治体の関係が、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することであり、また、地域に住む住民が、自ら責任をもって、自らの暮らす地域の未来をつくっていくという、住民主体の新しい発想を求めていく第一歩でもあるとされている。

地域主権時代においては、県自らの政策判断と財源配分で、地域を活性化させ、県民の暮らしを向上させるという、これまで以上に強い決意と責任をもって県政運営に当たっていく必要がある。加えて、これからの県づくりは、県だけで進めるのではなく、県民が、主体的・積極的に県政に参加し、ともに県づくりを推進していくことが必要不可欠となっている。

2 厳しい財政見通しへの対応

「山形県財政の中期展望」（平成22年2月）に示したとおり、県財政は、依然として厳しい経済情勢に加え、社会保障関係経費や公債費の増嵩などにより、ここ数年は引き続き多額の財源不足が見込まれる状況にある。

国及び県内経済は、世界的な景気後退の影響から抜け出せず、今後、景気が自律的な回復に向かうかどうかは予断を許さない状況にあり、県財政は引き続き厳しい状況が続くものと予想される。

このようなことから、持続可能な財政運営の確保に向けて、今後とも財政の健全化にしっかりと取り組んでいく必要がある。

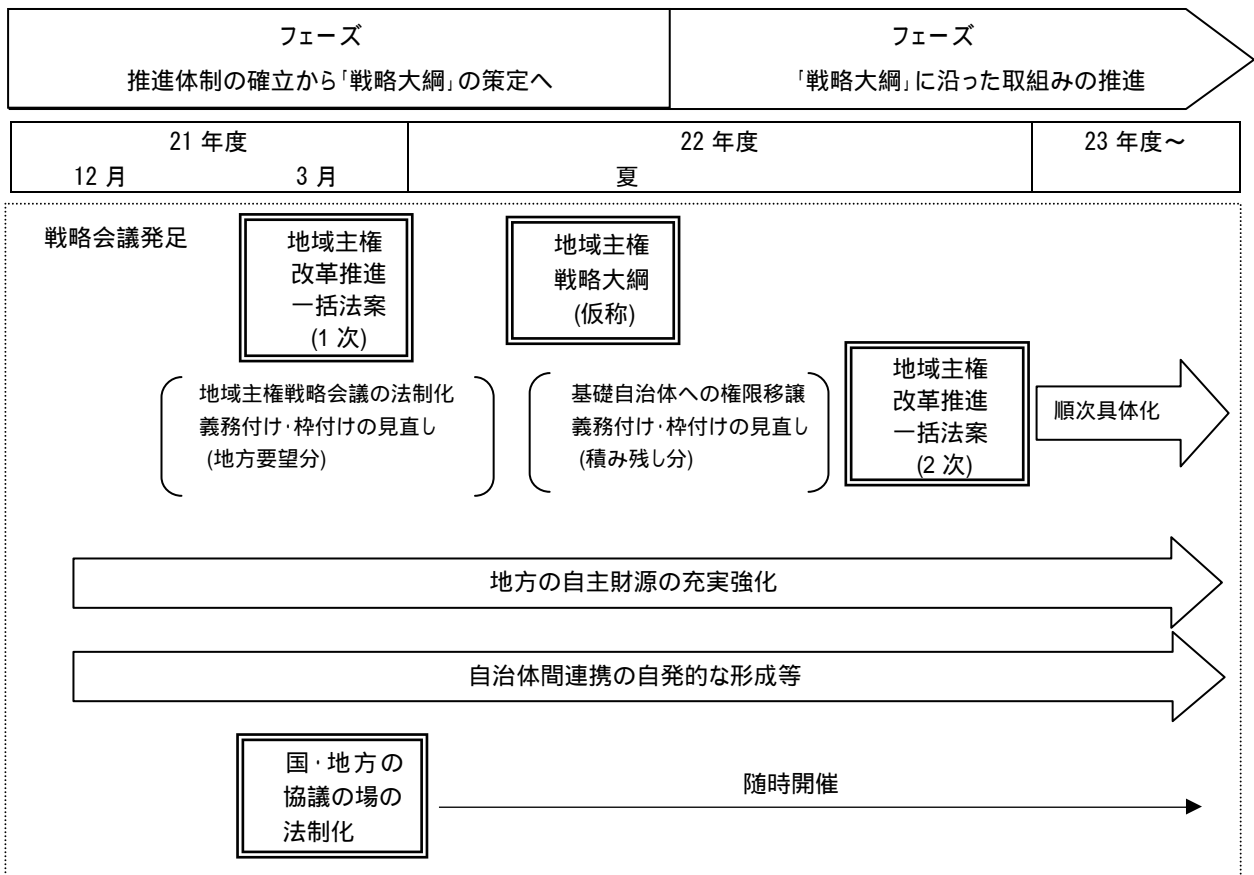
3 必要な行政サービスの確保と未来志向の行財政運営

少子高齢化を伴う人口減少、ICT^{*}の進歩と社会経済のグローバル化の拡大、環境や資源面での制約の高まり、格差の拡大等様々な不安の顕在化など、本県を取り巻く社会経済状況は大きく変化している。

このような中、県政の諸課題に対応して活力のある地域社会を創っていくためには、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存の施策や行政サービスについては、廃止や縮小も含め見直すべきものは見直す一方で、新たな施策や行政サービスで必要なものについては、的確に対応していく必要がある。さらに、限られた行財政資源の中で、選択と集中を進めながら、県民にとって真に必要な行政サービスの確保や、将来の県勢発展を支える礎となる分野にも今から所要の手当てをするなど未来志向の行財政運営に努めていく必要がある。

※ ICT：Information and Communications Technology の略。インターネットや携帯電話などの情報通信技術のこと。

〈参考〉国における「地域主権戦略の工程表（案）」の概要



(注) 上記の工程表は、「地域主権戦略会議(H21.12.14)」で示された「地域主権戦略の工程表(案)」を概略化した図である。工程は、今後変更になる場合がある。

第2章 新たな指針の基本的考え方

1 新たな指針が目指すもの

地域主権時代においては、「地域のことは、地域が決める」ことを基本とし、「活気に満ちた地域社会」を形成することが求められる。

これを実現するためには、県民がこれまで以上に主体的・積極的に県政に参加し、県と一緒にあって県づくりを進めていく必要がある。

県は、県政の基本は何よりも県民の幸せの実現にあるという原点に立ち返り、県自らの意思と責任のもと、強い決意を持って、県民視点に立った県政運営を推進するとともに、これを支えるしつかりとした行財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い県政運営を実現していく必要がある。

〈参考〉「地域主権改革」の定義

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革をいう。

(注) 地域主権改革推進一括法(案)による

新たな指針では、「活力溢れる山形」の創造を目指し

地域主権時代に対応した

「県民参加・協働による県づくり」の推進

「自主性・自立性の高い県政運営」の実現

を目標に、以下の取組みを推進していく。

1 県民参加・協働による県づくりの推進

地域主権時代における県づくりには、県民の主体的・積極的な参加が必要である。県民、NPO、企業、大学、市町村など、地域社会における多様な主体と県とが、適切な役割分担のもと、これまで以上に連携・協働を進め、一緒になって「活力溢れる山形」づくりを推進していく。

2 自主性・自立性の高い県政運営の実現

(1) 県民視点に立った県政運営の推進

「活力溢れる山形」を県民とともに創っていくため、県政情報を積極的に発信し、県民との対話等を通じてニーズを把握するとともに、県民の意見を適切に県政に反映すること等により、一層県民の視点から考え、行動し、県民のための県政運営を推進していく。

また、厳しい県内経済の情勢を踏まえ、県民経済の発展に寄与する公共調達制度の改善・運用等を推進していく。

(2) 県政運営を支える基盤づくり

県民視点で自ら主体的に考え行動する人材を育成し、これら職員の能力を最大限に引き出す組織の構築等を進めるとともに、組織の体制や運営のあり方の検討・見直しを行い、県民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な組織機構を実現するなど、県民のための県庁を実現する。

また、県民が真に必要とする施策の推進や行政サービスの確保のため、自主財源の確保や徹底した歳出の見直しを行い、持続可能な財政基盤の確立を図る。

歳出の見直しに当たっては、現下の重要課題だけでなく、将来の県勢発展の礎となる政策領域についても、限りある行財政資源の重点配分を行い、選択と集中を一層進めていく。

なお、このような、地域主権時代に対応した自主性・自立性の高い県政運営を実現していくためには、県自身が行財政改革にしっかりと取り組む必要があることは言うまでもないが、一方で、国と地方との役割の見直し、国による義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実など、地域主権の確立に向けた改革の推進が不可欠である。

このため、県は、全国知事会と連携して、「国と地方の協議の場」等を通じ、地域主権改革の推進に向け、国に対して強く働きかけていく。

2 推進期間

- ◇ 平成22年度から平成24年度までの3年間

3 推進体制

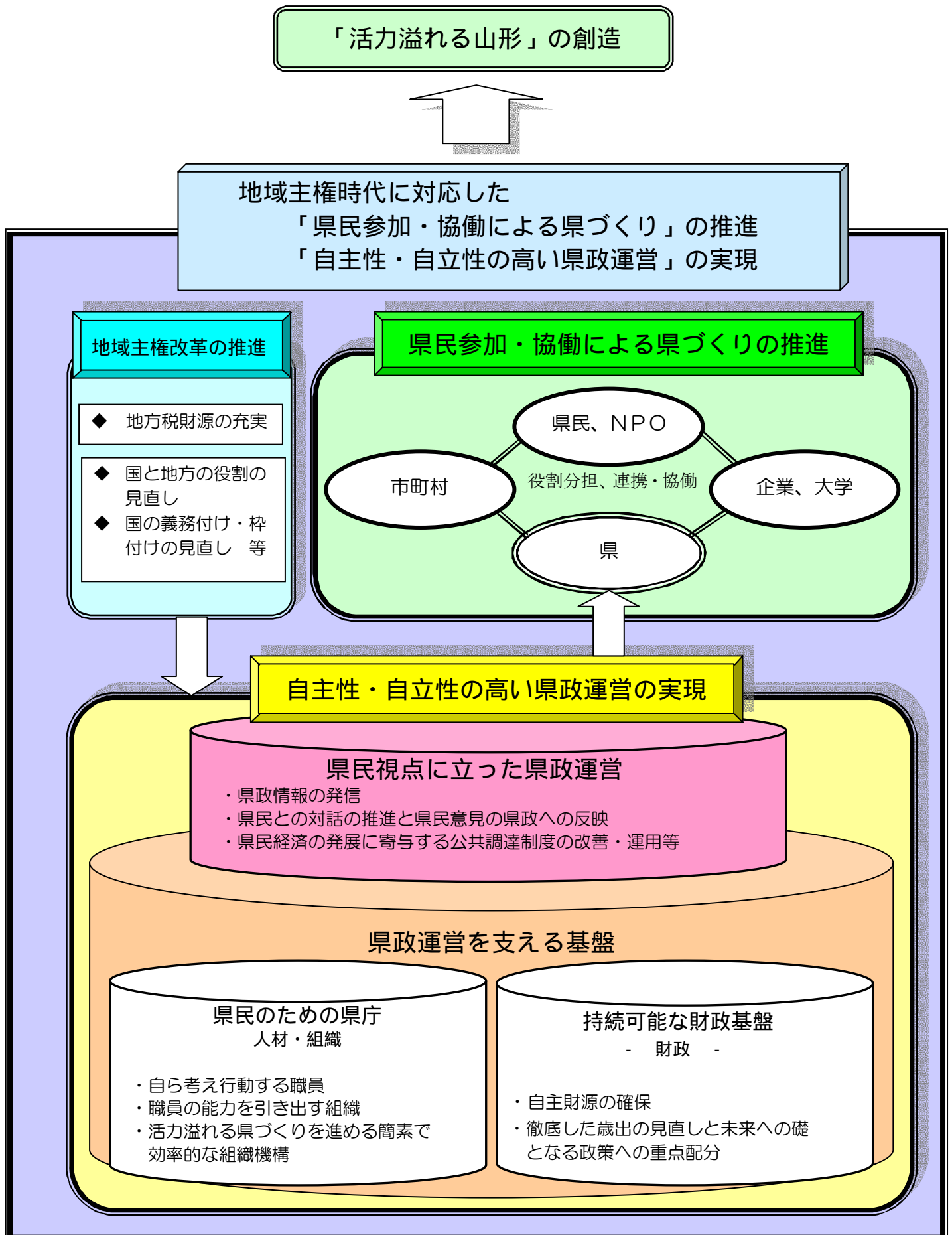
- ◇ 知事を本部長とする「山形県行財政改革推進本部」を中心に、全ての職員が目的を共有しながら、組織をあげて着実に推進する。
- ◇ 取組みの推進に当たっては、第三者で構成する委員会を設置し、評価と助言を得るとともに、県議会の意見や県民の声を聞きながら*推進する。

※ 本指針については、毎年度、実施計画及び取組状況を公表するとともに、12頁に記載した県民との対話の場やインターネット等各種媒体を通じて、随時、県民の意見を受け付ける。

4 指針の見直し

- ◇ 推進期間中における社会経済情勢等の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じてこの指針の見直しを行う。

【基本的考え方のイメージ】



第3章 行財政改革の取組み

第1 県民参加・協働による県づくりの推進

県民や地域のニーズに的確に対応し、本県の地域特性や実情を踏まえた県づくりを進めるため、県民、NPO※、企業、大学、市町村など、地域社会における多様な主体と県とが、適切な役割分担のもとに連携・協働を推進していく。

1 県民、NPO等との連携・協働

(1) 県民、NPO等との連携・協働の推進

県民、NPO等と県との連携・協働をさらに推進するとともに、これら多様な主体との協働の領域を拡大するための仕組みづくりを進める。

◎ 多様な主体との連携・協働の推進

- ・ 幅広い分野における、県民、NPO、ボランティア等地域の多様な主体と県との連携・協働の推進

〈連携・協働の推進事例〉

- ▷ 「美しい山形・最上川フォーラム」による河川環境保全活動など県民運動の推進
- ▷ 県民参加の森づくり活動の推進
- ▷ 「山形みんなで子育て応援団」を中心とした子育て家庭等を応援する県民運動の推進
- ▷ 地域主体の組織的・計画的な中心市街地活性化の取組みの推進
- ▷ 官民協働による除排雪の仕組みづくりの推進 など

※ NPO：Non Profit Organizationの略。民間非営利組織。ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体及び特定非営利活動法人をいう。

◎ 連携・協働を進める仕組みづくり

- ・ 県民、NPO、ボランティア等と県との相互理解の促進と協働の領域を拡大するための仕組みづくりの検討・実施
- ・ 「やまがた社会貢献基金」の充実と基金を活用したNPOと県との協働の一層の推進 など

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
多様な主体との連携・協働の推進	推進 →				→
連携・協働を進める仕組みづくり	検討 →	→	実施 →		→

(2) 担い手となる活動主体の育成・支援

県民等の公益活動^{※1}に対する理解や関心を高め、参加を促進するとともに、連携・協働の担い手となるNPO等個々の活動主体について、企画立案や運営能力等の向上を支援する。

また、県民、NPO等多様な活動主体間の連携、及びこれらを支援する中間支援機能^{※2}の強化を推進する。

※1 公益活動：ここでいう「公益活動」は、多様な社会問題や地域の課題を解決しようとする県民等の自発的、主体的な行動をいう。

※2 中間支援機能：情報収集・発信、相談、人材育成、マネジメント能力の向上支援、啓発、多様な活動主体の連携促進、調査研究、政策提言など、NPO活動をはじめとする地域活動を多方面から支援する機能。

◎ 県民等の公益活動への参加促進

- ・ 公益活動に対する普及・啓発、組織づくりに関する情報提供・相談機能の充実、実践体験の機会の提供 など

◎ NPO等の企画・運営能力の向上支援

- ・ NPOアドバイザーの派遣による事務処理能力の向上及び相談機能の充実
- ・ 税務・会計、企画運営などマネジメント能力の向上を図る研修会の開催
- ・ やまがた社会貢献基金を活用した事業の支援 など

◎ NPO等の連携、中間支援機能の強化

- ・ 中間支援団体[※]間のネットワーク構築や専門家との連携による機能強化
- ・ 県内4地域の「子育てサポートネットワーク協議会」を通じたNPO等子育て支援団体間の連携 など

※ 中間支援団体：中間支援機能を持った団体。

2 企業等との連携・協働

(1) 企業等との連携・協働の推進

各種の施策を推進するための参画・協賛、県民等の公益活動への資金面などからの支援、産学官連携による研究開発の推進と地域課題解決のための仕組みづくりなど、企業や大学等との多様な連携・協働を推進する。

◎ 政策実現のための参画・協賛、連携の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進、「やまがた子育て応援パスポート事業」への協賛等、県全体として推進すべき政策を実現するための企業等の参画・協賛の推進
- ・ 包括連携協定締結による企業や大学等との緊密な相互連携・協働の推進 など

◎ 基金等の活用による資金面からの公益活動の支援

- ・ やまがた社会貢献基金制度を通じた企業等とNPOとの連携・協働の推進 など

◎ 地域の多様な主体による公共施設等の維持管理の支援

- ・ 河川アダプト、マイロードサポートなど地域住民等が行う身近な環境の整備を支援する企業等の活動の推進
- ・ 公募型による河川の維持管理の推進 など

◎ 産学官連携による研究開発の推進と地域課題解決のための仕組みづくり

- ・ 産学官連携による地域資源を活用した研究開発や県土環境の保全・創造・活用に向けた共同研究開発の推進
- ・ 木質バイオマス資源（果樹剪定枝）の有効活用に係る仕組みづくりの検討 など

(2) 民間の能力・ノウハウを活かした県民サービスの提供

企業等の能力やノウハウを活かし、より効率的で効果的な県民サービスを提供するため、地域の活性化や雇用の確保等に十分配慮しながら民間等への委託を引き続き推進するとともに、指定管理者制度やPFI制度[※]等の民間活力導入のための各種制度を有効に活用していく。

[※] PFI制度：PFIはPrivate Finance Initiativeの略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する制度。

3 県と市町村との新たな関係

(1) 県と市町村との役割分担と連携の推進

県民、地域住民の視点に立って、県と市町村による行政サービスの全体最適化を図るため、国における地域主権改革の推進に関する新たな法制度の整備動向を踏まえながら、県と市町村との適切な役割分担と効果的な連携の方策を検討する。

◎ 事務事業の見直し・改善の推進

市町村との役割分担、連携推進の視点から、事務事業の見直し・改善を進める。

◎ 役割分担の整理と効果的連携方策の検討

国における新たな法制度の整備動向を踏まえながら、県と市町村との適切な役割分担を整理するとともに、効果的な連携の方策を検討する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事務事業の見直し・改善の推進					▶
役割分担の整理と効果的連携方策の検討	(新法(一次))	(戦略大綱) (新法(二次))			
	情報収集	▶ 役割分担等の整理検討			▶

(2) 市町村の行財政基盤強化や権限拡大に向けた支援

◎ 広域連携等に向けた自主的な取組みへの支援

各市町村が、個別の課題を解決していくにあたり、市町村間の連携（事務の共同処理、事務の委託、広域連合、定住自立圏構想等）や市町村合併など様々な選択肢の中から、もっとも最適な手法に、自主的に取り組んでいけるよう支援を行う。

- ・ 市町村の広域連携等への取組みの端緒とするため、事務の共同処理等に係る県内外の先進的な事例の検証・分析を進める。
- ・ 先進事例の概要や検証結果、国の制度改正等の動向に係る情報を収集し、提供する。
- ・ 広域連携に向けた取組みなど行財政基盤の強化に向けて自主的に取り組む市町村に対して、積極的な助言・支援を行う。

◎ 事務・権限移譲の推進

住民に、より身近な基礎自治体である市町村が、その役割を十分果たしていけるよう、国における地域主権改革の推進に関する新たな法制度の整備動向を踏まえながら、県から市町村への事務・権限移譲を引き続き推進していく。

- ・ 市町村別の「重点推進項目」の充実・提案を図りながら、市町村が判断しやすいように事務量等を添えて丁寧な移譲を推進する。
- ・ 国における新たな法制度等の整備動向を踏まえながら、市町村の規模や能力に応じた権限移譲を検討する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事務・権限移譲の推進		(戦略大綱) (新法(二次))			
	推進	見直し検討 →	推進 →		

第2 県民視点に立った県政運営の推進

本県の地域特性や実情を踏まえた政策・施策を展開するため、対話などを通じて地域の実情の的確な把握に努め、県民の声を県政運営に適切に反映させる仕組みづくりを進め、県民視点に立った県民のための県政を目指す。

1 県民との対話型県政の推進

(1) 積極的・効果的な県政情報の発信

県民の県政への理解を深めることにより、県政への積極的な参加・協働を促進するため、県政情報の内容の充実を図るとともに、広報戦略調整会議の設置等により、効果的で戦略的な広報手法・活動を検討し、展開する。

◎ 政策広報等の積極的实施

県民との政策課題の共有を図るため、県民のあゆみや県政テレビなどを通して、政策形成過程における問題提起型の広報を行うなど、政策広報を積極的に実施する。

◎ インターネット広報の充実

県のホームページをリニューアルするとともに、インターネット放送局のコンテンツの充実を図るなど、双方向性、迅速性に優れたインターネット広報を積極的に実施する。

◎ 民間とのタイアップ等による広報活動の推進

企業等との包括協定に基づく県政情報の発信や各種フリーペーパーの活用など、民間とのタイアップ等による効果的・効率的な広報活動を推進する。

◎ 県外広報活動の強化

県外事務所等を拠点とする情報発信とともに、やまがた応援アドバイザーの活用やメールマガジンの配信等を通じた県外広報活動を強化する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
政策広報等の積極的实施	検討	実施			→
インターネット広報の充実	インターネット放送局の開設	HP リニューアル コンテンツ充実			→
民間とのタイアップ等	推進				→
県外広報活動の強化	実施				→

(2) 県民との対話の推進と県民の声の的確な把握

県民との対話など様々な手法を通じて、県民の声を幅広くかつ的確に把握し、これら県民の声を組織全体で共有しながら県政運営や各部局等における施策展開に反映する。

◎ 県民との対話の推進

市町村ミーティング、ほのぼのトーク、知恵袋委員会の開催を通して、地域住民、若者、女性、高齢者、各種団体・グループ等幅広い県民各層との直接対話を推進し、効果的に県民の声を把握する。市町村ミーティング、ほのぼのトークについては、県民がより参加しやすい手法で実施する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県民との対話の推進	実施	検討 実施			▶

◎ インターネットや県政直行便の活用等による県民の声の受け付け

インターネットや「県政直行便」^{※1}、「新世紀やまがた課題調査」^{※2}等、各種の媒体を活用し、県民の声を受け付けるとともに、その対応状況を県のホームページで公表する。

※1 県政直行便：県庁舎をはじめ総合支庁や市町村の窓口等に受取人払いのはがきを設置し、広く県民からご意見をいただいている。

※2 新世紀やまがた課題調査：県民の生活と県政に対する県民のニーズ、意識などを把握し県施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とするもの。

◎ パブリック・コメント^{※1}、パブリック・インボルブメント^{※2}の推進

- ・ 県民にとってわかりやすく参加しやすいパブリック・コメントを推進するため、周知のための広報の充実、県民の利便性の向上などの改善を進める。
- ・ 公共事業の計画策定に当たって、県民が計画段階から参画するパブリック・インボルブメントを引き続き実施する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
・パブリック・コメントの推進	実施	検討 実施			▶
・パブリック・インボルブメントの推進	実施				▶

※1 パブリック・コメント：県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続。

※2 パブリック・インボルブメント：公共事業の計画策定等において、地域住民が意見を表明できるような場を設け、寄せられた意見を計画に反映すること。

◎ 審議会等委員の幅広い選任

県民の県政参加を促進し、多様な意見を県政に反映するため、審議会等の設置・運営に関する指針に基づき、審議会等委員の幅広い選任に努める。

- ・ 重複及び長期就任の見直し
- ・ 女性委員の積極的起用及び委員の一般公募の拡大 など

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委員の幅広い選任	指針策定	実施			→

◎ 県民の声を組織全体で共有する仕組みづくり

県民の意見を適切に県政に反映するため、県民との直接対話やインターネット等の活用など、様々な手法により受け付けた県民の声を組織全体で共有する仕組みづくりを進める。

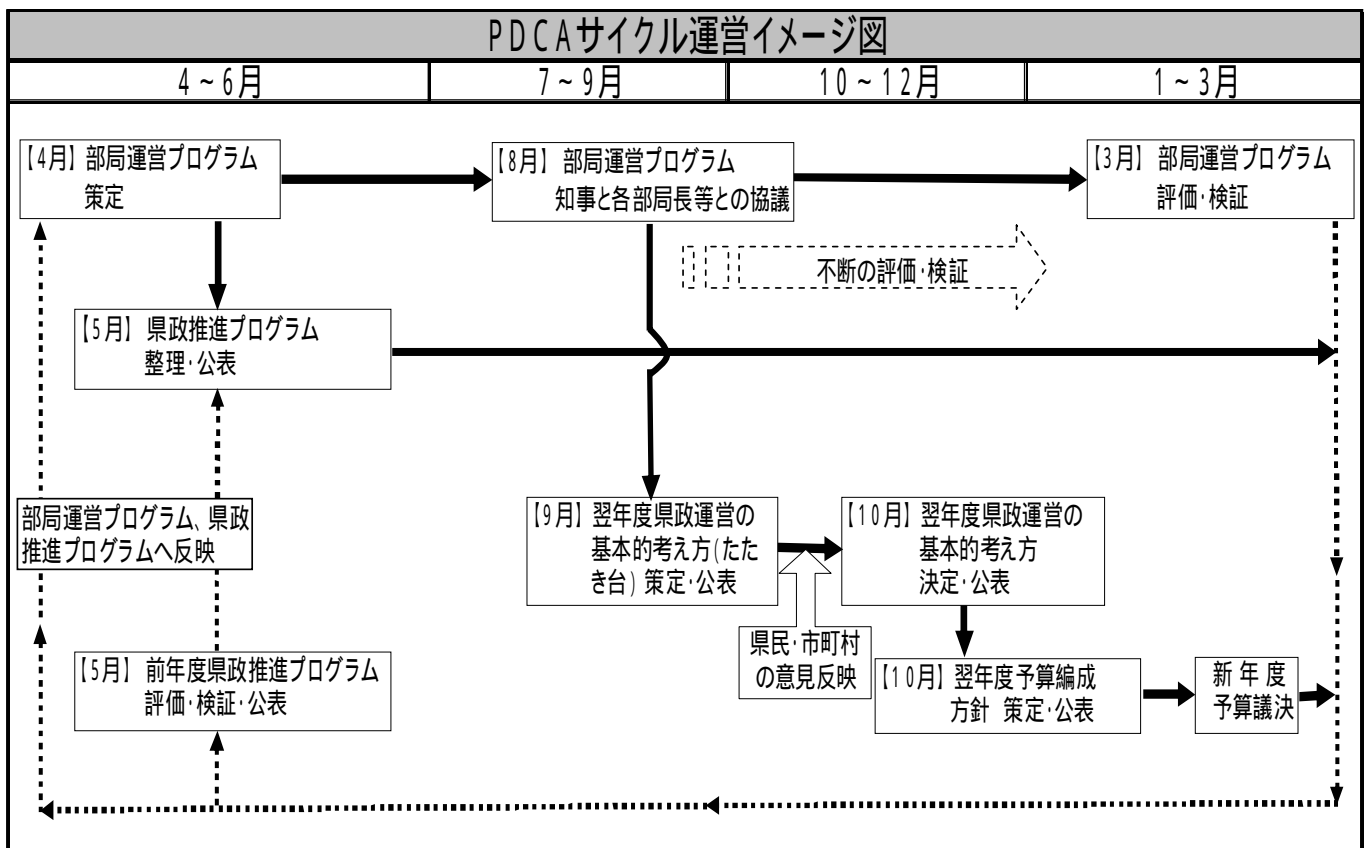
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県民の声を組織全体で共有する仕組みづくり	検討	→ 実施			→

2 県政推進のPDCAサイクルの運営

各部局長等による主体的な部局運営を中心として、総合発展計画の推進など全庁横断的な取り組みを効果的・効率的に推進するためのPDCAサイクル（Plan(計画策定)→Do(実施)→Check(検証)→Action(見直し)のサイクル)を運営する。

- ・ 各部局長が、当該年度において重点的かつ責任をもって取り組むべき施策等の目標を設定し、総合発展計画など全庁横断的な視点を踏まえつつ、自ら評価・検証・改善を行う。
- ・ 「県政運営の基本的考え方」等を県民に広く公表し、県民の意見を反映しながら推進する。

〈参考〉



(注) 上記の図は、平成21年度におけるPDCAサイクル運営イメージである。

3 県政運営の透明性の確保

(1) 情報公開等の推進

県民の県政への信頼と理解を深めるため、公文書の開示と行政資料・情報の迅速かつ適切な提供を推進することにより、県行政の透明性を確保する。

◎ 部局等における情報公開・提供の推進

報道監[※]を中心として、各部局等において主体的・積極的な情報公開・提供に努める。

また、請求に応じ県が保有する公文書を適切に開示する「公文書の開示」と、行政情報センターや総合支庁等の情報公開窓口における行政資料の迅速かつ的確な「情報の提供」を引き続き推進する。

※ 報道監：各部局等が分掌する事務に係る広報事務を統括する者。各部局等に1名置いている。

◎ 公共事業評価システムの充実

公共事業に係る事前評価の実施、事業中評価に係る「山形県公共事業評価監視委員会」からの意見の聴取と公表、事後評価の試行・充実を通じて、計画から事業実施後までの各段階において、県民への説明責任（アカウンタビリティ）を確保するとともに、事業の効果的・効率的執行を図る。

◎ 分かりやすい決算情報の提供

民間会計に準拠し複式簿記・発生主義会計を活用した財務諸表を公表し、県民に分かりやすい決算情報の提供に努める。

(2) 個人情報保護制度の適正な運用

個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関する基本原則等に係る実務研修会等を実施するとともに、県が保有する個人情報の本人開示・訂正請求権等を保障することにより、県民の権利利益を保護する。

4 県民経済の発展に寄与する公共調達制度の改善・運用等

(1) 入札契約制度の改善等

建設工事及び物品購入等の公共調達に係る入札契約制度について、これまでの公平性、競争性の確保に加え、県民経済の健全な発展への寄与を目的とした制度の改善・運用等を進めるとともに、県産品の愛用運動を展開する。

◎ 建設工事等に係る入札契約制度の改善

建設工事等に係る入札契約制度については、これまでの価格のみの競争から「山形県公共調達基本条例（平成20年7月制定）」に規定する5つの基本理念に則り、健全な建設業者等の育成にも配慮しつつ品質と価格の両面による競争への転換を図ってきた。

今後とも、学識経験者で構成する「山形県公共調達評議委員会」における制度の改善に関する調査審議を踏まえながら、社会経済情勢の変化等に応じて、適時適切に改善を進めていく。

「山形県公共調達基本条例（平成20年7月18日条例第43号）」の5つの基本理念

基本理念（第3条）

- ① 談合その他の不正行為の排除の徹底
- ② 公正な競争の促進
- ③ 透明性の確保
- ④ 品質及び価格の適正の考慮
- ⑤ 健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、技術のほか、地域における社会貢献活動なども適切に評価し、入札及び契約の過程で反映するよう配慮

◎ 物品購入等に係る入札契約制度運用の改善

極めて厳しい県内経済情勢を踏まえ、物品購入や建設工事関連以外の業務委託等について、品質と競争性等の確保に留意しながら、地元企業の受注機会の拡大等のための取組みを進める。

- ・ 小額物品等の地元企業への受注機会拡大の試行
- ・ 業務委託等に係る品質確保のための適正価格による発注方法の見直しの検討、実施

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建設工事等に係る入札契約制度の改善	検討 実施				→
物品購入等に係る入札契約制度運用の改善	検討	試行	→ 改善 実施		→

◎ 山形県産品愛用運動の展開

県産品を県民に広くPRし、県産品の愛用（購入）を促進することにより、消費拡大を通じて地域経済の活性化を目指す県民運動を展開する。

(2) 指定管理者制度の効果的な運用

県民サービスの向上、行政経費の節減に加え、地域の活性化や雇用の確保など県民経済の健全な発展への寄与に配慮しながら、サービスの質を向上させる仕組みの検討など、指定管理者制度を活用する効果が十分に発揮されるよう制度の運用を図る。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理者制度の効果的な運用	検討 →	→ 実施			→

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

地域主権時代にふさわしい、自主性・自立性の高い県政運営を推進するため、それを支える「プロフェッショナル」な人材の育成や、機動的・効率的な組織体制の構築とともに、健全な財政基盤を確立する。

1 県民のための県庁の推進

県民の視点で自ら考え、行動する職員を育成するとともに、これらの職員がその能力を最大限に発揮し、一体となって県政を担う組織機構を確立する。

また、行政事務の簡素・効率化に取り組むとともに、県民から信頼される県庁を目指し、確実に適正な事務執行を確保する。

(1) 自ら考え、行動する職員の育成

◎ 職員の意識改革

県民から信頼され、主体的に行動する県民のための県庁の実現に取り組んでいくためには、個々の職員が主体性を持って、「県民視点」、「現場主義」、「対話重視」の意識を共有するとともに、これら職員が“明るく元気に働ける職場”をつくることが不可欠である。このため、対話を基調として、組織目標を共有しながら“職員が生き活きと働ける風通しの良い職場”づくりを推進する。

◎ 県民視点に立ち自律的に行動できる人材の育成

県民視点に立ち自律的に行動できる「プロフェッショナル『山形県職員』」（顧客としての県民や事業者など内外の関係者の期待に応えられる人材、常に満足させることができる職員）を育成するため、「山形県職員育成基本方針」（平成18年3月策定）及び「アクションプログラム」（平成20年10月策定）に基づき、多様な人材育成方策を展開する。

(2) 職員の能力を最大限に引き出す組織の構築と人事管理の推進

◎ 実効性ある課室体制のあり方の検討

課室における円滑な組織マネジメントの推進や職員同士の連携強化を図るため、一定規模を限度とする体制への移行をはじめとして、実効性を伴った課室体制のあり方を検討していく。

◎ 職員の士気を高める人事管理

職員の士気を高め、組織を活性化していくため、人事評価制度の導入・活用など職員
の能力・実績に基づいて処遇を行う人事管理を推進する。

◎ 女性職員の積極的登用

女性職員の能力が十分発揮されるよう、また将来の幹部職員登用も展望して、活躍の
場の拡大を図るなど積極的な登用を行う。

(3) 活力溢れる県づくりを進める簡素で効率的な組織機構の実現

県民ニーズに的確に対応し、簡素で効率的な組織機構を実現するため、下記の①から④
までの4つの点を踏まえ、適切な組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備
や見直しを行い、その中で適正な定員管理に取り組んでいく。

① 活力溢れる山形づくりを推進するための組織体制の整備

医療・福祉・子育て支援等の充実、地域産業の振興・活性化、農林水産業の再生、教
育・人づくりの充実、県土環境の保全・創造・活用等の今後の県勢発展の基軸となる分
野において、現下の政策課題に加え、未来への礎[※]となる政策領域に対応するための組
織体制を整備する。

いしずえ
〈参考〉未来への礎

未来への礎とは、予想される社会的諸条件の変化を踏まえ、将来の県勢発展を支える重要な
土台や布石になると考えられるものである。

行財政運営に当たっては、現下の政策課題だけではなく、未来への礎のための政策領域にも
人的資源や財源の重点配分を行いながら、一層の選択と集中を図っていく。

◇ 未来への礎のための政策領域として想定される例

- ・ 地球温暖化など環境変化に対応した生産技術等の開発や地域システムの構築
- ・ 県民の暮らしを守る公的セーフティネットの構築
- ・ 新たな価値を生み出す研究開発や今後成長が期待される分野への事業展開・産業化
- ・ 次代を担う子どもや若者の育成 など

② 現場を重視し、地域課題に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備

地域に軸足を置く総合支庁について、現場重視の視点から、県民や市町村等との対話に力を注ぎ、地域が直面する諸課題を共に考え、その解決に向けて、共に行動する役割を再認識するとともに、次のような視点に立って総合支庁のあり方を検証し、効果的・効率的な組織体制の整備・見直しを進める。

- ・ 地域課題の解決に向けて、機動的に対応できる現場機能のあり方
- ・ 高度化・複雑化する県民ニーズに的確に対応できる高い専門性を有する機能の効果的な配置のあり方
- ・ 画一的ではなく、それぞれの地理的条件を踏まえ、各地域の実情やニーズに対応できる組織体制のあり方

③ 県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討

県の出先機関や公の施設について、社会経済情勢の変化等に対応して、業務の必要性や集約化、民間のノウハウ活用（指定管理者制度の活用・地方独立行政法人化等）、市町村との連携等の観点から各種の検証を行いながら、県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な見直しを行う。

④ 簡素で効率的な組織体制を目指した不断の見直し

社会経済情勢の変化や県民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう組織体制を見直すとともに、事務事業の見直し、行政経費の節減・効率化の取組みを踏まえ、不断の見直しを重ねながら、簡素で効率的な組織体制を目指す。

⑤ 適正な定員管理

県民ニーズや未来への礎となる政策を踏まえた新しい行政需要等に弾力的かつ的確に対応しながら、また、新規採用職員の確保にも留意しながら、簡素で効率的な組織体制を整備していく中で、平成23年度から平成25年度までの3年間で3%の職員数を削減する。

さらに、持続可能な県民サービス提供体制の確保の視点を持ちながら、東北各県との比較において職員数が多くなっている現状等を踏まえ、期間中に組織体制や組織運営のあり方を検討することにより、上記の目標を上回る削減を進める。

なお、企業局、病院事業局、教育委員会、警察本部の特に配慮を要する分野（ライフライン、医療、教育、治安）における現場機能に係るものについては、以下の点を踏まえて、別途、適正な定員管理に取り組むものとする。

○ 企業局

県民生活の基盤となる水道用水及び電気等の安全かつ安定的な供給のために必要な要員の確保

○ 病院事業局

診療報酬制度等における医療従事者の配置基準や患者動向への対応

○ 教育委員会

児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法」による教職員の定数及び「教育山形さんさんプラン」の推進等を踏まえた対応

○ 警察本部

警察法施行令に定められた警察官の定員の基準及び治安の維持のために必要な要員の確保

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
適正な定員管理					
・3年3%の削減		見直し・実施			
・更なる削減に向けた取り組み	県民サービス提供のあり方の検証や他県との比較分析等	組織体制・運営のあり方を検討し、順次見直し			更に見直し

【参考】本県と東北平均(宮城県を除く)との比較

■ 県人口10万人当たりの職員数の比較〈部門別〉

H21.4 現在	人口 (H21.3.31)	議会	総務 企画	税務	民生	衛生	労働	農林 水産	商工	土木	計
青森県	1,417,278	2	52	15	35	40	7	93	12	48	303
岩手県	1,355,205	2	48	14	25	36	10	103	13	57	308
秋田県	1,118,735	3	63	12	28	38	7	101	23	67	341
山形県	1,185,100	3	59	17	42	44	10	99	22	73	368
福島県	2,063,769	2	44	12	27	32	5	76	12	61	272
東北平均	1,428,017	2	53	14	31	38	8	94	16	61	318
本県と東北平均との差		+1	+6	+3	+11	+6	+2	+5	+6	+12	+50
うち本県の特徴的 要素等による差			+1		+8	+3		+6	+8	+10	+39

- (注)1. 「東北平均」は、政令指定都市を抱える宮城県を除く東北5県の平均である。
 2. 「特徴的要素等」とは、各部門のうち、本県をはじめ一部の県にしか設置していない施設や、各県共通に設置しているが、これまでの政策的取組み等により職員数の配置にばらつきがあると考えられる機関等である。
 3. 端数処理のため、表内で突合しない箇所がある。

■ 本県の特徴的要素等（主なもの）

☛ 総務・企画部門

- ◇ 地域の特性に対応した地域づくりを進めるため、各総合支庁に企画部門を設置 等

☛ 民生部門

- ◇ 重度の障がい児や家庭での養育が困難な乳幼児のセーフティネットとしての役割を担える民間団体がいないため、県直営で知的障がい児施設（3施設）及び乳児院（1施設）を運営
 ※東北他県：福島県(知的障がい児施設、乳児院 各1施設)のみ

☛ 衛生部門

- ◇ 東北他県には中核市があり、それぞれで保健所を設置しているが、本県には中核市がないため、県内全域を対象に県が保健所を設置
 ※東北他県の中核市(保健所を設置)：青森市, 盛岡市, 秋田市, 郡山市, いわき市

☛ 農林水産部門

- ◇ 本県の自然条件等にあった多様な農業振興品目等に対応して試験研究機関、農業改良普及センターを設置
 ◇ これまで東北他県に先駆けて水田整備等を積極的に進めてきたため、農村計画・整備部門に所要の人員を配置

☛ 商工部門

- ◇ 本県の産業振興を支える実践的人材を育成するため、県直営で産業技術短期大学校（2校）を運営 ※東北他県：岩手県(2校)のみ
 ◇ 本県工業の技術水準向上のため、先端技術や各地域の地場産業等に対応して試験研究機関（3箇所）を設置

☛ 土木部門

- ◇ 現場への対応が必要なため一般的な土木（ダム・下水含み）部門に所要の人員を配置 等

(4) 行政事務の簡素・効率化の推進

事務処理に要する時間と経費の縮減を図るため、行政事務の一層の簡素・効率化を進めるとともに、業務全般について継続的にBPR*に取り組む。

※ BPR：Business Process Re-engineering の略。業務の効率や生産性を改善するため、現在の仕事のやり方を抜本的に見直し、再構築すること。

◎ 総務事務の効率化

総務事務の効率化を進めるため、職員用情報系パソコンを利用した申請・決裁等業務の電子化（「総務事務システム」の開発・導入）及び定型的な業務の集中処理機能の整備を図る。

◎ 情報システムの全体最適化

平成22年度から平成24年度に更新時期を迎える県庁内の各情報システムについて、「情報システム全体最適化計画（第2次）」に基づき、全庁的な情報の共有化、現行の業務プロセスの見直しを進め、システムの開発・運用に係るコスト低減を図る観点から、最適なシステムに更新する。

- ・ 情報システムの企画・開発・運用の各プロセスにおける実施手順の標準化を図るための「ガイドライン」の作成
- ・ ガイドラインに基づき、更新時期を迎える情報システムを順次更新
ハードウェア・ソフトウェアの共用化、マスターデータの連携・統合

◎ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の拡充

公共事業に係る建設情報システム、電子入札システム及び電子閲覧システムなど、順次導入してきた公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）について、更なるコスト縮減、スピードアップ、維持管理の効率化を図るため、ICTを活用した「情報共有システム」を構築する。

◎ 内部管理事務の改善

内部管理事務の簡素・効率化を図るため、文書管理の仕組みや、公印事務の見直しなど業務全般にわたるきめ細かな改善を進める。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総務事務の効率化	総務事務システムの開発 集中処理機能の整備	導入・運用			→
情報システムの全体最適化					
・ガイドラインの作成	検討	作成・実施			→
・情報システムの更新		順次更新			→
公共事業支援統合情報システム (CALS/EC)	電子閲覧の運用開始	情報共有システムの 情報収集等	検討	開発	→
内部管理事務の改善	実施				→

(5) 確実に適正な事務執行の確保

県民から信頼される県庁を目指すため、「山形県職員倫理規程」(平成19年10月制定)に基づき法令遵守を徹底するとともに、不適正な事務処理や事務ミスの防止に向けた改善策等を、日常の業務にしっかりと定着させるための取組みを組織的に推進し、確実に適正な事務執行を確保する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
確実に適正な事務執行の確保	検討	→ 実施			→

2 持続可能な財政基盤の確立

自主性・自立性の高い県民のための県政運営を行っていくためには、それを支える財政基盤の確立が必要不可欠である。

このため、自主財源の確保や徹底した歳出の見直しにより、財政の健全化を進める。

(1) 健全財政の確立

- ◇ 当面の数値目標：財政の中期展望に掲げる財源不足額への対応
- ◇ 中長期的な財政健全化目標：臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少

〈参考〉山形県財政の中期展望（平成22年2月）

（単位：億円）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
財 源 不 足 額 (A)		△135	△114	△127	△124	△128
歳 入	遊 休 財 産 の 処 分	3	3	3	3	3
	基金、特別会計資金の有効活用	18	37	24	3	3
	財源対策のための県債発行	49	53	58	67	60
	受益者負担の適正化等		1	1	1	1
	計 (B)	70	94	86	74	67
歳 出	事務事業の見直し・改善 経費の節減・効率化	47	30	(20) 50	(10) 60	(10) 70
	計 (C)	47	30	50	60	70
合 計 (D=B+C)		117	124	136	134	137
調 整 基 金 積 立 額 (E)			10	9	10	9
調 整 基 金 取 崩 額 (F)		18				
対 策 後 の 調 整 基 金 残 高 (G)		142	152	161	171	180

※ 「事務事業の見直し・改善、経費の節減・効率化」の括弧書きは当該年度の新規削減額

(注) 財政の中期展望は、毎年度、当初予算案決定と同時に見直し更新する。

① 自主財源の確保

県税収入及び税外収入の確保や受益者負担の適切な見直し、新たな収入源の確保など、自主財源の確保に取り組む。

◎ 県税収入の確保

県税収入を確実に確保するため、県独自の徴収対策、市町村との連携を強化するほか、コンビニ収納等の導入により納税者の利便性向上を図る。

- ・ 市町村と連携した取組みの推進
 - ▷ 給与所得者の個人県民税の特別徴収の徹底
 - ▷ 「納税推進強調月間」における自主納税の推進及び広報・啓発活動の強化
- ・ 滞納整理の強化
 - ▷ 「滞納整理強調月間」における集中的な滞納整理の実施
 - ▷ 自動車のタイヤロックをはじめとした動産の差押えやインターネット公売等の積極的な実施
- ・ 自動車税、個人事業税、不動産取得税及び鉾区税のコンビニ収納の導入
- ・ 自動車二税、法人二税の電子納税について平成24年度以降の導入に向け検討

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県税収入の確保					
・市町村との連携	実施				▶
・滞納整理の強化	実施				▶
・コンビニ収納の導入	検討・準備	導入			▶
・電子納税の検討		検討		▶ (導入)	▶

◎ 未収金対策の強化

会計局が主体となって、未収金対策の一元的な進行管理、所管課との協同回収など、未収金の発生防止、回収促進に向けた取組みを強化する。

- ・ 回収可能性による債権区分と対応策の検討
- ・ 対応策に基づく回収の取組みの強化
- ・ 担当職員の資質向上、民間ノウハウの活用 など

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
未収金対策の強化					
・債権区分と対応策の検討	区分基準の検討	区分 対応策検討	▶		
・対応策に基づく回収の取組み (督促・回収・資力調査等)		実施		▶	
・担当者の資質向上 民間ノウハウの活用		実施		▶	

◎ **企業広告の拡大等新たな収入源の確保**

現在導入済みの県有施設へのネーミングライツ（命名権）及び県の広報媒体等への企業広告を継続するとともに、導入施設・媒体等の更なる拡大を積極的に検討し、実施する。

◎ **受益者負担の適正化**

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、新たな徴収項目の導入や減免制度基準の見直し等を行う。

◎ **遊休財産の売却促進**

毎年度、「財政の中期展望」に掲げる「遊休財産の処分」の額を目標として、民間ノウハウの活用などにより、遊休財産の売却を促進する。

② 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

持続可能な財政運営を確保するため、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化など、歳出の見直しを徹底する。

歳出の見直しに当たっては、現下の政策課題のみならず、未来への礎となる政策や施策への財源の重点配分を行いながら、より一層の選択と集中を図る。

なお、人件費については、適正な定員管理を図ることによりその縮減に取り組む。

◎ 事務事業の見直し・改善と未来への礎への重点配分

- ・ 以下の視点から、事務事業の徹底した見直し・改善に取り組み、メリハリのある予算編成を行う。

【事務事業の見直し・改善の視点】

- ◇ 必要性の視点（真に必要な行政サービスであるか）
- ◇ 役割分担の視点（県が担わなければならないものか、県だけが担うべきものか）
- ◇ 成果検証の視点（事業目的が具体的に示され成果が上がっているか）
- ◇ 事業の進め方の視点（事業のターゲットの設定や事業手段は適切か、部局間で重複はないか）

- ・ 職員が、現場の実態等を踏まえ、自らの問題意識で事務事業の見直しや改善の提案を行い、その提案を予算編成に活かす仕組みを構築する。
- ・ 現下の政策課題だけではなく、未来への礎となる政策・施策への財源の重点配分を行う。

◎ 行政経費の節減、効率化の徹底

職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織をあげて、様々な手法により行政経費の節減、効率化の取組みを徹底する。

- ・ 行政経費の節減、効率化に係る職員提案と取組みを徹底する仕組みづくり
- ・ 審議会等の簡素合理化（既存の審議会等の総点検と統廃合の検討）
- ・ 「山形県環境保全率先実行計画（第2期）」（推進期間：平成18年度から平成22年度）及び平成23年度以降の次期計画による取組みの推進
- ・ 庁舎の光熱水費節減に向けた省エネの取組みの推進
- ・ TV会議の利用拡大の推進 など

◎ 行政委員会の委員報酬の検討・見直し

各行政委員会の委員の勤務状況、職務内容・職責等を踏まえ、全国知事会における検討状況等も参考としながら、委員報酬のあり方を検討し、必要な見直しを進めていく。

◎ 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

限られた財源の中で県有施設の安全性を確保するとともに、コストの縮減、必要予算の平準化を図るため、従来の「傷んでから治す管理」から、「傷みが小さいうちから計画的に対策を実施することで長寿命化させる管理」いわゆるアセットマネジメント※手法による維持管理を推進する。

※ アセットマネジメント：道路等構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的に資産の状態を予測するとともに、維持・管理について、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理すること。対症療法から予防保全型の管理を行っていく手法。

◎ 公共工事コストの改善

「山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラム」（推進期間：平成21年度から平成25年度）に基づき、これまでのコスト縮減重視から、コストと品質の両面を重視した取組みに転換を図り、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通して、投資に対し最も価値の高いサービスを提供するVFM※の最大化を推進する。

※ VFM：Value for Money の略。一般に、「支払いに対し最も価値の高いサービスを供給する」という考え方。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対し価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」という。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県有施設の長寿命化	推進				→
公共工事コストの改善	プログラム策定	実施			→

(2) 企業局における経営改善の推進

「山形県企業局中期経営計画」（推進期間：平成22年度～平成26年度）に基づき、公営企業の経営基盤の強化を図る。

【山形県企業局中期経営計画の概要】

- ◇ 安全、安心なサービスの推進
 県民の信頼と期待に応えるため、安全で安心できるサービスの提供に寄与する取組みをこれまで以上に推進する。
- ◇ 効率的事業経営による経営基盤の強化
 安全、安心なサービスの推進に取り組むためには、健全な経営基盤が不可欠であることから、経営の効率化の取組みを推進し経営基盤を強化する。
- ◇ 地域貢献の重視
 県民生活の向上や低炭素社会の実現に貢献する取組みを推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経営計画の策定・推進	計画策定	推進			▶

(3) 病院事業局における経営改善の推進

「山形県立病院改革プラン」（推進期間：平成21年度～平成23年度）に基づき、病院事業の経営改善を推進する。

【山形県立病院改革プランの概要】

- ◇ 県立病院として今後果たすべき役割
 県立病院は、県全域もしくは地域における基幹的・中核的役割を担い、地域住民・県民に高度医療、専門医療及び救急医療などの医療サービスの提供を行う。
- ◇ 経営の効率化
 〈基本目標〉4病院全体での経常収支黒字化を実現
 〈目標達成のための取組み〉
 - 民間的経営手法の導入（BSC*など目標管理制度の導入 など）
 - 事業規模・形態の見直し
 （中央病院への総合周産期母子医療センターの設置、鶴岡病院の移転新築 など）
 - 経費節減・抑制対策（材料の共同調達 など）
 - 収入増加・確保対策
 （未収金対策の促進、総合医療情報システムの導入による請求漏れ防止 など）

※ BSC：Balanced Scorecardの略。財務、顧客、業務プロセス、学習と成長、の4つの観点から経営の業績を把握し、経営の改善・革新を促す手法。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経営改善の推進	推進 →		→ 次期計画策定	推進 →	→

(4) 公社等の見直し

◎ 「公社等の見直し計画（工程表）」の着実な実施

公社等の将来的な方向性（廃止又は存続）に沿って策定した「公社等の見直し計画（工程表）」（平成 22 年 3 月改定）に基づき、各公社等において、廃止又は経営の効率化等に向けた取組みを推進する。

〈参考〉廃止の方向性と整理された公社等

- ◇ （財）山形県公営企業振興協会（平成 22 年 3 月末廃止予定）
- ◇ 山形県住宅供給公社（平成 34 年度に廃止の方向
／ただし事業の進捗状況を踏まえ廃止時期等を見直し）
- ◇ 山形県道路公社（平成 42 年度に廃止の方向
／ただし 5 年ごとに廃止時期等を見直し）

◎ 不断の見直し

「公社等の見直し計画（工程表）」については、社会経済情勢の変化に応じて、廃止の予定時期や経営の効率化等に向けた取組内容、さらには公社等の将来的な方向性も含め、適時適切に見直しを行う。

◎ 公社等に関する指導等

「公社等に関する指導指針」（平成 22 年 3 月改定）に基づき、外部の専門家を活用した第三者による評価の推進、「公社等の見直し計画（工程表）」の達成状況の確認と指導・助言を行うほか、公社等への補助金・委託料の支出などの見直しを推進する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公社等の見直し	指導指針改定 工程表改定	取組み実施 →		→ 工程表改定	→ 取組み実施 →

【公社等に関する指導指針（抄）】

4 指導・助言等

（１）外部評価の推進

主管課は、厳正な監査の推進のため、可能な限り公認会計士等による外部監査を受けるよう指導・助言等を行う。また、外部の専門家を活用した第三者による評価を踏まえ、公社等のあり方、見直し計画の実施状況、経営の効率化に向けた取組強化について指導・助言等を行う。

（２）達成状況の確認

主管課は、毎年度、決算終了後速やかに、工程表の達成状況を確認し、公社等に対して、次のとおり達成状況に応じた指導・助言等を行う。また、工程表と実績との間に著しく乖離が生じた場合には、その原因の分析と対応策を検討し、工程表の見直しを行う。

（５）公益法人制度の抜本的改革への対応

主管課は、公益法人の抜本的な改革となる、現行公益法人の新たな制度への移行等に係る関係法律が制定されたことから、法律の施行による法人形態等の転換等に向けた適切な対応ができるよう指導・助言を行う。

5 県の支援の見直し

- ① 主管課は、公社等の経営について、自立した経営を基本とし、県からの補助金、委託料に過度に依存しないよう見直しを行う。
- ② 主管課は、公社等役員への県職員の就任については、必要性を十分に検討し、最小限とするよう見直しを行う。さらに、役員以外の職員派遣についても、派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限となるよう、引き続き見直しを行う。
- ③ 県退職者の公社等役員への再就職については、公社等の機能が十分発揮されその設立目的が達成されるよう、公社等の要請に基づき、有為な人材の活用と適材適所の観点から対応する。

参 考 资 料

山形県行財政改革推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 現下の厳しい行財政環境の中、「活力溢れる山形」の創造を目指し、地域主権時代に対応した行財政改革を推進するため、山形県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、知事部局の各部長、戦略調整監、会計管理者、各総合支庁長、企業管理者、病院事業管理者、議会事務局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、本部会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は総務部長をもって充て、副幹事長は総務部次長をもって充てる。

4 幹事は、知事部局の各部次長、総務部総合政策局長、会計局次長、各総合支庁総務企画部長、東京事務所長、企業局長、病院事業局長、議会事務局次長、教育庁理事、警察本部警務部長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び人事委員会事務局職員課長をもって充てる。

5 前項において、充てる職が複数の場合は、本部長が指名する者とする。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

8 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

(プロジェクトチーム)

第7条 幹事会に、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

第8条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局は、人事課、行政改革課及び財政課をもって組織し、事務局長は、行政改革課長をもって充てる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(やまがた改革推進本部設置要綱の廃止)

2 やまがた改革推進本部設置要綱は、廃止する。

この「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」は、山形県のホームページにも掲載しております。

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp>

山形県総務部行政改革課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電 話 023 (630) 2522 FAX 023 (630) 2524

